

# 公益財団法人日本バレーボール協会 2013年度第4回理事会(臨時) 概要

1 日 時：2013年6月22日(土) 14:00～15:05

2 会 場：公益財団法人日本バレーボール協会 事務局内会議室(東京・渋谷区)

## 3 出席者：

理事総数15名

出席理事14名

岩瀬一臣、大塚慶二郎、岡野貞彦、小野元之、川合正矩、  
小島和行、下山隆志、竹内浩、竹下佳江、西脇克治、  
羽牟裕一郎、林義治、村松泰子、山口香

監事総数3名

出席監事1名

廣紀江

4 議 長：代表理事 羽牟裕一郎

## 5 決議事項

(1) 代表理事等の選定について

## 6 議事の経過の要領及びその結果

定刻、開会を宣し、本理事会は、定款第41条に定める定足数を満たしており、適法に成立了旨を告げた。

なお、理事会運営規程第6条1項により、理事会の開催日の1週間前までに各理事及び各監事に招集通知を発しなければならないが、理事の選任が前日(6月21日)の2013年度定時評議員会にて行われたため、招集手続きが間に合わない。よって、本理事会は、理事会運営規程第6条1項の手続きを省略して開催することについて、電話にて理事及び監事全員の同意を得た。また、招集手続きを省略して開催することについて、理事会冒頭でも確認を行った。

続いて各理事の紹介が行われ、その後、議事録記名押印理事に小島理事を選出。次の議案の審議に入った。

(1) 代表理事等の選定について

### 代表理事の選定について

代表理事の選定について以下の説明がなされ、羽牟裕一郎理事の代表理事選任を諮り、これを承認可決した。

まず議長より「公益財団法人日本バレーボール協会は、2013年6月21日開催の2013年度定時評議員会にて、理事の任期満了に伴う改選が行われた。本理事会では定款に基

づき代表理事等の選出をお願いしたい」との説明があった。

代表理事等の選定と職務及び権限については以下の通り。

○定款による定め

第30条第2項

代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第31条第1項

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

同条 第2項

代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

○法令による定め

第90条第1項

理事会は、すべての理事で組織する。

同条 第2項

理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

同条 第3項

理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

第91条第1項

次の掲げる理事は、法人の業務を執行する。

- 一 代表理事
- 二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律より。公益財団法人に準用)

上記説明の後、理事より「羽牟裕一郎理事を代表理事に推薦したい」という提案があり、これを受けて「本会も他の競技団体に負けず、リーダーシップを取るポジションを若い世代に任せるべきである。また、本会がバレーボールの普及発展に貢献し国際的にもリーダーシップを取って行くには、国際感覚に優れた人を選ぶべきである。この2点で羽牟理事を推薦したい。」との発言があった。

また、「羽牟理事が代表理事に選任された際、どのようなビジョンを持って取り組むのかをお聞かせ願いたい」という発言もあった。

これを受け、羽牟理事から次のような説明があった。「代表理事に選任されたならば、ま

ず強化については、ロンドンオリンピックの全日本女子チームの銅メダル獲得に浮足立つことなく、男女ともに確実な選手強化を推し進めていきたい。選手強化を効果的に遂行していくよう、強化体制を適切に改めたい。体罰問題については、バレーボールの指導の中に根強く存在していると考えられる。本理事会には教育学など専門家がいらっしゃるため、ご協力を得ながら新しい指導のモデルを早急に作り全国に広めていきたい。また、定時評議員会において指摘を受けた過去2期の赤字決算について、今期は適切な予算執行を進め、健全な財務体制の構築を目指す。そして、国際的な貢献としては、AVC（=アジアバレーボール連盟）の東京事務所を確実に運営することによってアジアにおけるバレーボールの普及発展に貢献し、国際的にも本会が確固たる地位を確立していくよう努力をしていきたい。」

上記のような議論の後、羽牟裕一郎理事の代表理事選任を諮りこれを承認可決した。

#### **業務執行理事の選定について**

議長より、業務執行理事選出について以下のように提案があり、これを承認可決した。

議長より、「法人の業務を執行する理事として業務執行理事を選定し、各業務執行理事の担当業務についても提案したい。」と発言があり、岩満一臣理事、下山隆志理事、西脇克治理事、小島和行理事の計4名を業務執行理事に選任することと、併せて、岩満理事をM&M事業本部本部長に、下山理事を国内事業本部本部長に、西脇理事を国際事業本部本部長に、小島理事をビーチバレーボール担当理事及びAVC東京事務所担当理事を選任し、また、当面の間、羽牟代表理事が事務局長、業務推進事業本部本部長、強化事業本部本部長を兼務することについて提案があった。

理事より、「会長と事務局長を兼任することは業務執行体制として良くないので早急に事務局長を選任してほしい」という指摘があり、これに対して、議長より「新体制の始動にあたり責任を明確化するためにこのような提案をしたが、事務局長と本部長についても今後選定可能な段階で提案していきたいと考えている。」との説明があった。

以上